

証券コード4829
平成25年8月7日

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷一丁目17番8号
日本エンタープライズ株式会社
代表取締役社長 植 田 勝 典

第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申しあげます。

さて、当社第25回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、折り返しご送付くださるか、議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）により、平成25年8月22日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年8月23日（金曜日）午前10時
 2. 場 所 東京都港区北青山三丁目6番8号
青山ダイヤモンドホール 1階（ダイヤモンドルーム）
 3. 株主総会の目的事項
 - 報告事項 1. 第25期（平成24年6月1日から平成25年5月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第25期（平成24年6月1日から平成25年5月31日まで）
計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役4名選任の件

4. 議決権の行使に関する事項

(1) 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

同一の株主様が書面及び電磁的方法の双方により議決権行使を行った場合は、電磁的方法による議決権行使を有効なものとしてお取扱いします。また、同一の株主様が、複数回電磁的方法による議決権行使を行った場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いします。

(2) 議決権の代理行使に関して必要な事項

株主様は、当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、株主様又は代理人は代理権を証明する書面を当社にご提出していただく必要があります。

以 上

- ~~~~~
- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.nihon-e.co.jp/ir/meeting.html>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知の提供書面のほか、この「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。
 - ◎ 開場時刻は午前9時15分とさせていただきます。
 - ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
また、議決権行使サイトより議決権を行使いただく際には、後記の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」(37頁から38頁まで)をご参照ください。
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類について、修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.nihon-e.co.jp/ir/meeting.html>)にて、修正後の内容をご案内いたします。

(提供書面)

事業報告

(平成24年6月1日から
平成25年5月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、欧州の債務危機や新興国経済の減速等による円高及び株安の長期化等の影響から、依然として先行きが不透明な状況にあるものの、昨年末の政権交代により経済・金融政策への期待感から、円安・株高の動きが見られ、国内景気は緩やかながら持ち直しの兆しが見え始めております。

このような環境下、当社グループに関連する移動体通信業界におきましては、携帯電話の契約数が、平成25年5月末で1億3,281万台(注1)(前年同月末比5.9%増)まで拡大している中、iPhoneやAndroid端末等のスマートフォン(高性能携帯電話)の普及が本格化してきており、携帯電話の契約数に占める割合は、平成25年3月末の37.2%から平成26年3月末には、49.3%(注2)に増加することが見込まれるなど、同環境は大きく変化していくことが予想されます。

これらの状況において、当社グループといたしましては、高性能で付加価値の高いサービスの開発・提供及び新しい事業モデルの構築を推進し、より安定した企業基盤の確立と事業拡大に向けた一層の企業努力を重ねてまいりました。

その結果、当連結会計年度における売上高は41億34百万円(前連結会計年度比48.1%増)、営業利益は3億72百万円(同22.4%増)、経常利益は3億91百万円(同23.1%増)、当期純利益は3億54百万円(同108.7%増)となりました。

(注1) 社団法人電気通信事業者協会(TCA) 発表

(注2) 株式会社MM総研 発表

事業の種類別の状況につきましては、次のとおりであります。

はじめに、コンテンツサービス事業におきましては、フィーチャーフォン（従来型携帯電話）からスマートフォンへの移行がより一層進む中、配信するコンテンツを自社制作することで「提供コンテンツの権利を自社で保有」する当社独自のビジネスモデルをベースに、提供するサイトやアプリの充実化を進めつつ、自社広告媒体を有効に活用してまいりました。

キャリア（移動体通信事業者）の公式サイトについては、フィーチャーフォン向け公式サイト会員数の減少をスマートフォン向け公式サイト会員の新規獲得で補うとともに、auスマートパスやYahoo!プレミアム等のスマートフォン向け月額サービスへの提供コンテンツの拡充・利用促進を図ってまいりました。

また、携帯電話販売会社との協業によるアライアンス型月額課金コンテンツについては、新規会員の獲得とともに、新たなコンテンツを共同開発・拡充し、会員数を増進させてまいりました。

海外では、中国において、事業ドメインを電子コミックの配信サービスと位置付け、中国の作家や出版業界と連携しながら、人気小説を漫画化し、携帯電話向け電子コミックとして配信するビジネスモデルをベースに、積極的に推し進めてまいりました。

以上の結果、コンテンツサービス事業の売上高は21億42百万円、セグメント利益は6億21百万円となりました。

次に、ソリューション事業におきましては、広告ビジネス「店頭アフィリエイト」について、スマートフォンの普及に合わせ、販売力の強化（携帯電話販売会社との協業）、コンテンツの仕入れ力の向上（良質なコンテンツプロバイダの獲得）、販売コンテンツの継続利用率の向上（各店舗での販売指導）に努め、獲得件数を拡大させてまいりました。

企業向けコンテンツの企画、構築、運用、デバッグ、サーバ保守管理等のサービス提供については、当社の連結子会社である株式会社フォー・クオリアとの連携を強化し、スマートフォン及びタブレット（多機能携帯端末）を活用したニーズの拡大に合わせて、開発スピード・提供量・品質を充実させてまいりました。

また、更なる事業領域を拡大すべく、ITを活用した企業向けコスト削減ソリューション「リバースオークション」を開始し、拡販に努めてまいりました。

海外では、携帯電話販売店（チャイナテレコムショップ）を上海エリアに2店舗出店いたしました。

以上の結果、ソリューション事業の売上高は19億91百万円、セグメント利益は3億4百万円となりました。

（単位：百万円、％）

区 分	第24期		第25期		前期比増減率	
	売上高	セグメント利益	売上高	セグメント利益	売上高	セグメント利益
コンテンツサービス事業	1,533	494	2,142	621	39.8	25.8
ソリューション事業	1,257	317	1,991	304	58.3	△4.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は1億60百万円で、その主なものは次のとおりであります。なお、設備投資のセグメント別内訳は、事業セグメントに資産を配分していないため、記載しておりません。

イ. 当連結会計年度に取得した主要設備

コンテンツ配信システム等 1億26百万円

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設・拡充
該当事項はありません。

ハ. 当連結会計年度に実施した重要な固定資産の売却・撤去・減失
コンテンツ配信システム等 40百万円

③ 資金調達の状況

特記すべき資金調達は行っておりません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、平成25年3月29日を株式取得日とし、株式会社and Oneの発行する同社株式を取得し、同社を子会社といたしました。同社については小規模であり、重要性が低いため、非連結子会社としております。また、前連結会計年度まで持分法適用の範囲に含めておりました株式会社スティルフィッシュは、株式売却に伴い議決権比率が低下したため、持分法適用の範囲から除外しております。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第22期 (平成22年5月期)	第23期 (平成23年5月期)	第24期 (平成24年5月期)	第25期 (当連結会計年度) (平成25年5月期)
売 上 高 (百万円)	2,147	2,370	2,790	4,134
経 常 利 益 (百万円)	173	283	318	391
当 期 純 利 益 (百万円)	77	168	170	354
1株当たり当期純利益 (円)	206.59	448.23	451.18	941.63
総 資 産 (百万円)	3,017	3,239	3,577	5,069
純 資 産 (百万円)	2,783	2,910	3,180	3,953

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。1株当たり当期純利益は小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金又は出資金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ダイブ	15百万円	97.6%	コンテンツサービス事業 ソリューション事業
アットザラウンジ株式会社	45百万円	99.4%	コンテンツサービス事業 ソリューション事業
交通情報サービス株式会社	499百万円	80.6%	コンテンツサービス事業
株式会社フォー・クオリア	20百万円	95.5%	ソリューション事業
因特瑞思(北京)信息科技有限公司	350百万円	100.0%	ソリューション事業
北京業主行網絡科技有限公司(注)	10百万人民币元	100.0% (100.0%)	コンテンツサービス事業
瑞思創智(北京)信息科技有限公司(注)	3百万人民币元	100.0% (100.0%)	ソリューション事業

(注) 議決権比率の欄の()内の数字は、間接出資割合を示しております。

(4) 対処すべき課題

今後、当社グループの事業を積極的に展開し、業態を拡大しつつ、企業基盤の安定を図っていくため、以下の点を主要課題として取り組んでまいります。

① 事業の拡大

当社グループが属するモバイルコンテンツ市場においては、フィーチャーフォン向けサービスが成熟・縮小傾向にある一方で、旧来のコンテンツをスマートフォンやタブレット端末等のスマートデバイスに対応させるだけではなく、それらとの連携機能が求められており、今後、スマートデバイス向けサービスの提供範囲は更に拡大していくことが見込まれております。この市場の変化に迅速且つ適確に対処するためには事業枠の拡大が重要な課題であり、その有効な手段である外部企業との協業、業務提携及びM&A等を積極的に進めてまいります。

② 企画力・技術力の強化

スマートフォンの普及に伴う変化の激しいモバイルコンテンツ業界において、当社グループが提供するサービスの付加価値を更に高めていくための企画力・技術力を強化することが重要な課題と認識しております。これまでのモバイルコンテンツ向けサービスで蓄積した企画力・技術力に加えて、今後は新しいビジネスモデルの創造及び高機能で付加価値の高いサービスの開発・提供を実現するために、消費者ニーズに応える企画力の向上、新技術への取組み強化に努めてまいります。

③ 人材の確保・育成

当社グループは、スマートフォンを始めとする新しい技術への対応が求められる事業であるため、従業員が各々の専門性をより高め、付加価値の高い人材となるための人材育成、それと同時に優秀な人材を確保することが重要な課題と認識しております。人材育成については、社内研修を継続的に実施し、個人の可能性を引き出すとともに、採用活動を通年において推進し、組織活性化に資する施策に取り組んでまいります。

④ 財務報告に係る内部統制の強化

当社グループが継続的に成長可能な企業体質を確立するため、財務報告に係る内部統制の強化が重要な課題と認識しております。業務の有効性及び効率性を高めるべく、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への適切な対応を推進してまいります。また、財務報告に係る内部統制が有効且つ適正に行われる体制の運用・評価を継続的に行うことで、経営の公正性・透明性の確保に努めるとともに、グループ全体での業績管理体制を確立し、更なる内部統制の強化に努めてまいります。

⑤ リスクマネジメント体制の強化

情報セキュリティ、システム開発、サービス提供に伴うリスクや自然災害、海外事業におけるカントリーリスク等、事業に関するリスクは多様化しております。当社グループが永続的に成長・存続するためには、これらのリスクの予防、迅速な対応が重要な課題と認識しております。当社グループにおいては、経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクを適切に認識・評価するためリスク管理規程を設けるほか、リスク管理チームを設置し、リスクマネジメント体制の強化に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成25年5月31日現在）

① コンテンツサービス事業

移動体通信事業者等が提供する通信サービス又は各種プラットフォームに対して、交通情報、音楽、メール及び生活情報のコンテンツを提供しております。

② ソリューション事業

企業に対して、携帯電話やインターネットを利用したビジネスのコンサルティング、企画・開発・運営管理等の受託業務、広告及び物販を行っております。

(6) 主要な営業所（平成25年5月31日現在）

当 社	本社：東京都渋谷区
株式会社ダイブ	本社：東京都千代田区
アットザラウンジ株式会社	本社：東京都渋谷区
交通情報サービス株式会社	本社：東京都港区
株式会社フォー・クオリア	本社：東京都渋谷区
因特瑞思（北京）信息科技有限公司	本社：中華人民共和国北京市 支店：中華人民共和国上海市
北京業主行網絡科技有限公司	本社：中華人民共和国北京市
瑞思創智（北京）信息科技有限公司	本社：中華人民共和国北京市

(7) 使用人の状況（平成25年5月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

使用人数（名）	前連結会計年度末比増減（名）
197（56）	85（27）

- (注) 1. 使用人数は就業人員数であり、（ ）は外書きで、臨時従業員数であります。なお、事業のセグメント別に区分することは困難なため区分しておりません。
2. 臨時従業員数は、アルバイト・派遣社員の期中平均人員数（ただし、1日勤務時間7時間15分換算による）であります。
3. 使用人数が前連結会計年度末と比べて増加した要因は、当連結会計年度から株式会社フォー・クオリアを連結範囲に含めたこと及び因特瑞思（北京）信息科技有限公司における携帯電話販売事業に伴う新規採用によるものであります。

②当社の使用人の状況

使用人数（名）	前事業年度末比増減（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
69（20）	2（△8）	37.0	4.4

- (注) 1. 使用人数は就業人員数（当社から他社への出向社員は含んでおりません。）であり、（ ）は外書きで、臨時従業員数であります。なお、事業のセグメント別に区分することは困難なため区分しておりません。
2. 臨時従業員数は、アルバイト・派遣社員の期中平均人員数（ただし、1日勤務時間7時間15分換算による）であります。
3. 当社には労働組合はございませんが、労使関係は良好に推移しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成25年5月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式に関する事項（平成25年5月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 1,478,000株
- ② 発行済株式の総数 377,000株
- ③ 株主数 6,600名（前事業年度末比91名減）
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
植 田 勝 典	113,757	30.17
プラントフィル株式会社	96,500	25.59
トヨタ自動車株式会社	16,000	4.24
村 田 健 一	6,264	1.66
小 川 伸 明	5,370	1.42
オリックス株式会社	4,800	1.27
多々良 師 孝	3,154	0.83
田 村 麻 貴	3,000	0.79
小 谷 芳 和	2,970	0.78
飯 田 政 行	2,377	0.63

(注) 平成24年10月1日付でプラントフィールド株式会社は、プラントフィル株式会社に商号変更しております。

(2) 新株予約権等に関する事項

- ① 当事業年度末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況（平成25年5月31日現在）

平成25年1月22日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数 410個
- ・新株予約権の目的となる株式の数 普通株式 410株
(新株予約権1個につき1株)
- ・新株予約権の払込金額 無償
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり10,815円
(1株当たり10,815円)
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成27年2月14日から平成30年1月31日まで
- ・新株予約権の行使条件
 - イ. 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要する。
 - ロ. 上記イに関わらず、新株予約権の割当てを受けた新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が新株予約権割当契約に定める条件に従い、相続の対象となった新株予約権を行使することができる。
 - ハ. 新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。
 - ニ. その他の権利行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定める。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数(個)	目的となる株式の数(株)	保有者数(名)
取締役（社外取締役を除く）	240	240	3
社 外 取 締 役	—	—	—
監 査 役	170	170	3

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

平成25年1月22日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数 1,363個

- ・新株予約権の目的となる株式の数 普通株式 1,363株
(新株予約権1個につき1株)
- ・新株予約権の払込金額 無償
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり10,815円
(1株当たり10,815円)
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成27年2月14日から平成30年1月31日まで
- ・新株予約権の行使条件
 - イ. 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要する。
 - ロ. 上記イに関わらず、新株予約権の割当てを受けた新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が新株予約権割当契約に定める条件に従い、相続の対象となった新株予約権を行使することができる。
 - ハ. 新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。
 - ニ. その他の権利行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定める。
- ・当社使用人等への交付状況

	新株予約権の数(個)	目的となる株式の数(株)	交付者数(名)
当 社 使 用 人	1,363	1,363	67
子会社の役員及び使用人	—	—	—

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の状況（平成25年5月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	植田 勝典	
常務取締役	田中 勝	管理本部長
常務取締役	杉山 浩一	事業本部長
取締役	小栗 一朗	NTPホールディングス株式会社 代表取締役社長 名古屋トヨペット株式会社 代表取締役社長 ネットヨタ名古屋株式会社 代表取締役会長 ネットヨタ中京株式会社 代表取締役会長 ネットヨタ信州株式会社 代表取締役会長 トヨタカローラ南信株式会社 代表取締役会長 株式会社トヨタレンタリース名古屋 代表取締役会長 トヨタホーム名古屋株式会社 代表取締役会長 トヨタホーム東海株式会社 代表取締役会長 株式会社ジェームス名古屋 代表取締役社長 株式会社NTPカーモスト 代表取締役社長 株式会社NTPセブンス 代表取締役社長 NTPシステム株式会社 代表取締役社長 NTPインポート株式会社 代表取締役社長
常勤監査役	小林 一弘	
監査役	小亀 慶曙	小亀慶曙税理士事務所
監査役	荒 孝一	荒孝一税理士事務所

- (注) 1. 取締役小栗一朗氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役小林一弘、小亀慶曙及び荒孝一の3氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役小亀慶曙氏及び荒孝一氏は、税理士の資格を有する者であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は、常勤監査役小林一弘氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 5. 平成25年6月1日付で以下の取締役の地位及び担当の異動がありました。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
杉山 浩一	常務取締役 事業本部長	常務取締役 事業本部長兼 技術開発部長	平成25年6月1日

6. 平成25年6月24日付で以下の取締役の重要な兼職の状況に異動がありました。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
小栗 一朗	株式会社トヨタ レンタリース名古屋 代表取締役会長	株式会社トヨタ レンタリース名古屋 代表取締役会長兼社長	平成25年6月24日

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 員 (名)	報酬等の額 (百万円)
取 締 役 (うち社外取締役)	4 (1)	136 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (3)	14 (14)
合 計 (うち社外役員)	7 (4)	151 (17)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成12年8月21日開催の第12回定時株主総会において、年額320百万円以内と決議しております。この他、平成18年8月25日開催の第18回定時株主総会において、取締役に対して、報酬として新株予約権（ストックオプション）を年額200百万円の範囲で、付与することにつき決議しております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成12年8月21日開催の第12回定時株主総会において、年額40百万円以内と決議しております。この他、平成18年8月25日開催の第18回定時株主総会において、監査役に対して、報酬として新株予約権（ストックオプション）を年額200百万円の範囲で、付与することにつき決議しております。
3. 上記の報酬等の額には、当事業年度の役員賞与引当金及び平成25年1月22日開催の取締役会の決議により付与した新株予約権（ストックオプション）が含まれております。
4. 期末日現在、取締役4名、監査役3名であります。

③ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

- ・当社は、当社社外取締役小栗一朗氏の兼職先である名古屋トヨペット株式会社及びNTシステム株式会社とシステム開発等の取引を行っております。また、名古屋トヨペット株式会社及びNTシステム株式会社以外の兼職先との取引関係はありません。
- ・当社は、社外監査役小亀慶曙氏の兼職先である小亀慶曙税理士事務所との間には特別の関係はありません。
- ・当社は、社外監査役荒孝一氏の兼職先である荒孝一税理士事務所との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

ア. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（19回開催）		監査役会（27回開催）	
	出席回数(回)	出席率(%)	出席回数(回)	出席率(%)
取締役 小栗 一 朗	16	84.2	—	—
監査役 小林 一 弘	19	100.0	27	100.0
監査役 小 亀 慶 曙	18	94.7	25	92.5
監査役 荒 孝 一	19	100.0	27	100.0

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第23条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

イ. 取締役会及び監査役会における発言状況

- ・取締役小栗一朗氏は、経営者として培った経営ノウハウを活かし、独立性、中立性をもった外部の視点から意見を述べており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・監査役小林一弘氏は、証券会社及びシンクタンク出身としての経験を活かし、取締役会及び監査役会において適宜質問し、総合的見地からの助言・提言を行っております。
- ・監査役小亀慶曙氏は、税理士としての経験を活かし、取締役会及び監査役会において、主に会計・税務等の専門的な見地から適宜質問し、助言・提言を行っております。
- ・監査役荒孝一氏は、税理士としての経験を活かし、取締役会及び監査役会において、主に会計・税務等の専門的な見地から適宜質問し、助言・提言を行っております。

エ. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役は720万円又は法令が定める額のいずれか高い額、社外監査役は360万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

(4) 会計監査人に関する事項

- ① 名称 新日本有限責任監査法人
- ② 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 29百万円
- ③ 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の
合計額 31百万円
(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査
と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分できないた
め、上記②にはこれらの合計額を記載しております。
- ④ 監査公認会計士等の非監査業務の内容
該当事項はありません。
- ⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要が
あると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、又は、監査役会の請
求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とす
ることといたします。
監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当
すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任
いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集
される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報
告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、企業が存立を継続するためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識のもと、全ての役職員が公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に努めていくものとする。具体的には、

イ. コンプライアンスの推進にあたっては、常勤役員及び部長で構成される経営委員会にコンプライアンス統括機能を併せ持たせ、協議を行うこととする。また、管理本部長をコンプライアンス責任者、コンプライアンス事務局を総務部とし、当社グループのコンプライアンスの徹底を図る。

ロ. 当社グループの役職員を対象としたコンプライアンスに関する研修等により、コンプライアンス知識の向上、尊重する意識を醸成する教育を行う。

ハ. 当社グループ内においてコンプライアンス違反行為が行われ、又は行われようとしていることに役職員が気がついたときの通報窓口を総務部に設置する。

ニ. 内部監査室による監査を通じ、会社の業務実施状況の実態を把握し、全ての業務が法令、定款及び社内諸規程に準拠して適正・妥当かつ合理的に行われているか、また、会社の制度・組織・諸規程が適正・妥当であるかを公正不偏に調査・検証する。

ホ. 「イ。」から「ニ。」の各項については、適宜、取締役会及び監査役会に報告を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 当社は、文書管理規程に従い取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録・保存し管理する。文書管理規程には、文書等の管理責任者、保存すべき文書等の範囲、保存期間、保存場所、その他の文書等の保存及び管理の体制について定め、取締役及び監査役は、文書管理規程に基づき、これらの文書等を閲覧できるものとする。

ロ. 組織全体の情報セキュリティマネジメントシステムの構築に関する「ISMS適合性評価制度」の認証を取得し、制度の求める水準を維持して情報の管理を行っており、取締役及び監査役が必要な情報を入手できる体制を維持する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 当社グループ経営に重大な影響を及ぼすおそれのある損失の危険を適切に認識・評価するため、リスク管理規程を設け、リスク管理に対する基本的な管理システムを整備する。リスク管理規程には、リスク管理の体制、リスクに関する措置、事故など発生時の対応等を定める。

- ロ. リスク管理にあたっては、社長の管理下において総務部長を事務局長とするリスク管理チームを設置し、その他必要なメンバーについては社長と事務局長が相談の上、決定するものとする。
 - ハ. リスク管理チームの事務局長は、経営委員会、取締役会に常時出席し、危機管理の観点から助言を行うとともに、社長は業務上の決裁者に対しリスク管理上必要な指導を適宜行うものとする。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定と業務執行状況の監督を行う。また、本部制（事業本部、管理本部）を採用し、各本部の業務執行に関する統制機能を担うとともに、常勤役員及び部長が出席する経営委員会によって本部間の調整・協議機能の強化を図る。
 - ロ. 取締役会は、役職員が共有する全社的な目標として、3事業年度を期間とする中期経営計画及び年度予算を策定し、業務執行を担当する取締役は目標達成のために注力する。
 - ハ. 目標達成の進捗状況管理は、常勤役員及び部長が出席する経営委員会並びに取締役会において月次業績のレビューを行い、必要な審議又は決定を諸規程に基づき行う。
 - ニ. 取締役は、委任された事項について、組織規程及び職務権限規程等の一定の意思決定ルールに基づき業務執行する。また、取締役会は、業務執行の効率化のため、随時、必要な決定を行うものとする。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 「関係会社管理規程」に基づき、子会社及び関連会社に対する適切な経営管理を行い、また、必要に応じ役職員を派遣し、業務の適正性を確保する。
 - ロ. 連結子会社に対しては、内部監査室による監査を通じ、会社の業務実施状況の実態を、公正不偏に調査・検証することにより、会社財産の保全並びに経営効率の向上に努め、監査結果を適宜、取締役会及び監査役会に報告する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- イ. 監査役を補助する使用人として、総務部スタッフがあたり、監査役会の事務局を兼ねる。
 - ロ. 同スタッフは、監査役の指示に従いその職務を行う。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役を補助する使用人としての総務部スタッフの人事異動、懲戒に関しては、監査役会の意見を尊重するものとする。

- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、その担当する業務の執行状況の報告を監査役に報告する。
 - ロ. 取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生するおそれがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役が報告を求めた場合には、速やかに報告する。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役の過半数は社外監査役とし、対外的透明性を担保する。
 - ロ. 監査の実効性を確保するため、代表取締役との定期的な意見交換会の開催、監査において必要な社内会議への出席等、監査役監査の環境整備に努める。
 - ハ. 監査の実施にあたり監査役が必要と認めるときは、自らの判断で、弁護士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを活用できる体制を整え、監査役監査の実効性確保に努める。

連結貸借対照表

(平成25年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部	負 債 の 部		
流 動 資 産 現金及び預金 受取手形及び売掛金 商 品 仕 掛 品 貯 蔵 品 繰 延 税 金 資 産 そ の 他 貸 倒 引 当 金 固 定 資 産 有 形 固 定 資 産 建 物 土 地 そ の 他 無 形 固 定 資 産 ソ フ ト ウ ェ ア の れ ん そ の 他 投 資 そ の 他 の 資 産 投 資 有 価 証 券 差 入 保 証 金 長 期 預 金 長 期 貸 付 金 繰 延 税 金 資 産 そ の 他 貸 倒 引 当 金 資 産 合 計	3,445,028 2,708,287 590,092 11,781 37,321 247 35,871 61,625 △200 1,624,167 85,471 43,027 12,400 30,044 306,489 192,909 113,487 92 1,232,206 919,653 90,351 200,000 22,453 8,190 17,704 △26,148 5,069,195	流 動 負 債 買 掛 金 未 払 法 人 税 等 未 払 消 費 税 等 賞 与 引 当 金 役 員 賞 与 引 当 金 そ の 他 固 定 負 債 退 職 給 付 引 当 金 繰 延 税 金 負 債 そ の 他 負 債 合 計 純 資 産 の 部 株 主 資 本 資 本 金 資 本 剰 余 金 利 益 剰 余 金 そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 為 替 換 算 調 整 勘 定 新 株 予 約 権 少 数 株 主 持 分 純 資 産 合 計 負 債 ・ 純 資 産 合 計	840,146 236,445 290,257 18,098 6,216 32,650 256,478 275,999 19,064 254,336 2,598 1,116,145 3,330,464 595,990 473,942 2,260,531 486,949 470,232 16,717 658 134,976 3,953,049 5,069,195

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成24年6月1日から
平成25年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上		4,134,176
売 上 原 価		2,235,846
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,898,330
営 業 利 益		1,526,128
営 業 外 収 益		372,201
受 取 利 息	4,954	
受 取 配 当 金	4,375	
受 取 賃 貸 料	1,923	
為 替 差 益	8,058	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	2,100	
そ の 他	2,341	23,754
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	747	
支 払 手 数 料	380	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	3,089	
そ の 他	280	4,497
経 常 利 益		391,458
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	352,398	
固 定 資 産 売 却 益	2,189	354,587
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	40,323	
減 損 損 失	2,562	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	2,489	
そ の 他	712	46,087
税金等調整前当期純利益		699,957
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	336,247	
法 人 税 等 調 整 額	△14,168	322,078
少数株主損益調整前当期純利益		377,879
少 数 株 主 利 益		22,884
当 期 純 利 益		354,995

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成24年6月1日から)
(平成25年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株 主 資 本 合 計
平成24年6月1日期首残高	595,990	473,942	1,938,214	3,008,148
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当			△49,010	△49,010
連結範囲の変動			19,923	19,923
持分法の適用範囲の変動			△3,591	△3,591
当期純利益			354,995	354,995
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)				
連結会計年度中の変動額合計	-	-	322,316	322,316
平成25年5月31日期末残高	595,990	473,942	2,260,531	3,330,464

	その他の包括利益累計額			新 予 約 権	少 数 株 主 持 分	純 資 産 計 合
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
平成24年6月1日期首残高	54,946	2,969	57,915	-	114,395	3,180,458
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△49,010
連結範囲の変動						19,923
持分法の適用範囲の変動						△3,591
当期純利益						354,995
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	415,285	13,748	429,034	658	20,580	450,273
連結会計年度中の変動額合計	415,285	13,748	429,034	658	20,580	772,590
平成25年5月31日期末残高	470,232	16,717	486,949	658	134,976	3,953,049

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成25年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部	負 債 の 部
流 動 資 産 2,425,959 現 金 及 び 預 金 2,032,570 売 掛 金 322,177 仕 掛 品 9,146 貯 蔵 品 109 前 払 費 用 16,462 繰 延 税 金 資 産 18,901 未 収 収 益 86 関係会社短期貸付金 20,000 そ の 他 6,506 固 定 資 産 2,173,962 有 形 固 定 資 産 43,187 建 物 19,682 車 両 運 搬 具 5,750 工 具 器 具 備 品 1,642 土 地 12,400 リ ー ス 資 産 3,711 無 形 固 定 資 産 63,977 ソ フ ト ウ ェ ア 63,977 投 資 そ の 他 の 資 産 2,066,797 投 資 有 価 証 券 799,553 関 係 会 社 株 式 768,801 関 係 会 社 出 資 金 408,732 長 期 貸 付 金 22,453 差 入 保 証 金 76,704 そ の 他 16,700 貸 倒 引 当 金 △26,148	流 動 負 債 599,515 買 掛 金 189,565 リ ー ス 債 務 1,638 未 払 金 30,172 未 払 法 人 税 等 202,346 賞 与 引 当 金 5,685 役 員 賞 与 引 当 金 12,400 前 受 金 125,004 そ の 他 32,703 固 定 負 債 256,935 繰 延 税 金 負 債 254,336 リ ー ス 債 務 2,598 負 債 合 計 856,450 純 資 産 の 部 株 主 資 本 3,272,580 資 本 金 595,990 資 本 剰 余 金 473,942 資 本 準 備 金 473,942 利 益 剰 余 金 2,202,647 利 益 準 備 金 10,000 そ の 他 利 益 剰 余 金 2,192,647 別 途 積 立 金 1,036,000 繰 越 利 益 剰 余 金 1,156,647 評 価 ・ 換 算 差 額 等 470,232 そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 470,232 新 株 予 約 権 658 純 資 産 合 計 3,743,471 負 債 ・ 純 資 産 合 計 4,599,922
資 産 合 計 4,599,922	負 債 ・ 純 資 産 合 計 4,599,922

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成24年 6月 1日から)
(平成25年 5月 31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	2,667,496
売 上 原 価	1,475,023
売 上 総 利 益	1,192,472
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	992,633
営 業 利 益	199,839
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	2,440
受 取 配 当 金	19,962
受 取 賃 貸 料	2,416
業 務 受 託 手 数 料	13,350
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	2,100
為 替 差 益	8,437
そ の 他	846
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	114
支 払 手 数 料	380
経 常 利 益	248,897
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	2,189
投 資 有 価 証 券 売 却 益	354,398
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	29,480
そ の 他	712
税 引 前 当 期 純 利 益	575,291
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	248,082
法 人 税 等 調 整 額	△4,884
当 期 純 利 益	332,094

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成24年6月1日から)
(平成25年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				株 主 資 本 計 合
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 計 合	本 金 計 合	利 益 剰 余 金 計 合	利 益 剰 余 金 計 合	利 益 剰 余 金 計 合	利 益 剰 余 金 計 合	
平成24年6月1日期首残高	595,990	473,942	473,942	10,000	1,036,000	873,563	1,919,563	2,989,496	
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△49,010	△49,010	△49,010	
当期純利益						332,094	332,094	332,094	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	283,084	283,084	283,084	
平成25年5月31日期末残高	595,990	473,942	473,942	10,000	1,036,000	1,156,647	2,202,647	3,272,580	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成24年6月1日期首残高	54,946	54,946	—	3,044,442
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△49,010
当期純利益				332,094
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	415,285	415,285	658	415,944
事業年度中の変動額合計	415,285	415,285	658	699,028
平成25年5月31日期末残高	470,232	470,232	658	3,743,471

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成25年7月19日

日本エンタープライズ株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 星 野 正 司 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 横 内 龍 也 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本エンタープライズ株式会社の平成24年6月1日から平成25年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本エンタープライズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成25年6月5日及び平成25年6月6日に保有する投資有価証券の一部について売却を実施した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものでない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成25年7月19日

日本エンタープライズ株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 星 野 正 司 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 横 内 龍 也 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本エンタープライズ株式会社
の平成24年6月1日から平成25年5月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、
貸借対照表、損益計算書、株資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書につ
いて監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して
計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬
による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経
営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及
びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般
に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に
計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得る
ために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手す
るための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計
算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。
監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人
は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類
及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、
経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も
含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と
認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産
及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成25年6月5日及び平成25年6月6日
に保有する投資有価証券の一部について売却を実施した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利
害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年6月1日から平成25年5月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、当期の監査方針及び監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査室その他使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施規程に準拠し、監視及び検証いたしました。

なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の内容を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年7月25日

日本エンタープライズ株式会社 監査役会

常勤監査役 小林 一 弘 ㊞

監査役 小 亀 慶 曙 ㊞

監査役 荒 孝 一 ㊞

(注) 常勤監査役小林一弘、監査役小亀慶曙、監査役荒孝一は、社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、経営の基本方針である株主への利益還元を重要な経営課題の一つとして捉えており、業績の推移、今後の設備投資計画、自己資本比率、キャッシュ・フロー等を勘案の上、株主還元策を実施してまいりましたが、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金180円といたしたいと存じます。
配当総額は、金67,860,000円であります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成25年8月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、グループ経営強化を見据えたグループ会社との事業目的の整合性を図るため、現行定款第2条の事業目的について変更を行うものであります。
- (2) 単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目的として全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」(平成19年11月27日付)及び「売買単位の100株と1,000株への移行期限の決定について」(平成24年1月19日付)の趣旨に鑑み、株式の分割の実施及び単元株制度の採用に係る所要の変更を次のとおり行うものであります。本件株式の分割の実施及び単元株制度採用に伴う投資単位の実質的な変動はございません。なお、株式の分割につきましては、本総会で単元株制度の採用及び発行可能株式総数の変更等の定款の一部変更が承認可決されることを条件として、平成25年12月1日をもって平成25年11月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する当社普通株式1株を100株に分割することを、平成25年7月30日開催の取締役会において決議しております。

- ①株式の分割の割合を勘案して当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第5条を変更するものであります。
- ②単元株制度を採用し、単元株式数を100株とするため、第6条(単元株式数)を新設するものであります。
- ③単元株制度の採用に伴い、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、第7条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。
- ④現行定款第5条の変更、第6条及び第7条の新設並びにそれに伴う条数の変更の効力発生日を定めるため、附則第1条を新設するものであります。
- (3)その他、条文の新設に伴い必要となる条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的)	(目的)
第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。
(1) <u>パソコン及び移動体端末向けインターネット</u> を利用した情報提供サービス並びに通信販売業務	(1) インターネットを利用した情報提供サービス並びに通信販売業務
(2) <u>パソコン及び移動体端末向けインターネット</u> を利用したビジネスに関する企画、調査、開発、制作及び販売	(2) インターネットを利用したビジネスに関する企画、調査、開発、制作及び販売並びに <u>これらの請負</u>
(3) (省略)	(3) (現行どおり)
(4) コンピュータ及び周辺機器並びに通信システム等のハードウェア及びソフトウェアの企画、製造、開発、販売、賃貸及び輸出入業務	(4) コンピュータ及び周辺機器並びに通信システム等のハードウェア及びソフトウェアの企画、製造、開発、販売、賃貸、 <u>保守、運営及び輸出入業務</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(5) ~ (9) (省略)</p> <p><u>(10) 音楽会、テレビ・ラジオ番組及び映画の企画、制作、運営並びにこれらの請負</u></p> <p>(11) ~ (27) (省略)</p> <p>(28) イベント、セールスプロモーションの企画立案</p> <p>(29) ~ (30) (省略)</p> <p>(31) 前各号に関連する<u>工業所有権、著作権等の無体財産権、ノウハウの取得、譲渡、使用許諾及び管理業務</u></p> <p>(32) ~ (33) (省略)</p>	<p>(5) ~ (9) (現行どおり) (削除)</p> <p>(10) ~ (26) (現行どおり)</p> <p>(27) イベント、セールスプロモーションの企画立案、<u>運営並びにこれらの請負</u></p> <p>(28) ~ (29) (現行どおり)</p> <p>(30) 前各号に関連する<u>知的財産権(著作権、商品化権、意匠権、商標権等)及び肖像権の実施、使用、譲渡、利用許諾及び管理</u></p> <p>(31) ~ (32) (現行どおり)</p>
<p>第3条~第4条 (省略)</p>	<p>第3条~第4条 (現行どおり)</p>
<p>(発行可能株式総数)</p>	<p>(発行可能株式総数)</p>
<p>第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>1,478,000株</u>とする。</p>	<p>第5条 当社の発行可能株式総数は<u>147,800,000株</u>とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(単元株式数)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第6条 当社の単元株式数は100株とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(単元未満株式についての権利)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第7条 当社の株主は、その有する<u>単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p><u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p><u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第<u>6</u>条～第<u>44</u>条 (省略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>第<u>8</u>条～第<u>46</u>条 (現行どおり)</p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>第1条 第5条の変更、第6条及び第7条の新設並びにそれに伴う条数の変更の効力発生日は平成25年12月1日とする。</u></p> <p><u>2 本附則は、前項の効力発生日をもって削除する。</u></p>

第3号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	うえだかつのり 植田勝典 (昭和37年10月9日)	昭和60年4月 トヨタ自動車株式会社入社 平成元年5月 当社設立 代表取締役社長 平成2年4月 松下電器産業株式会社入社 平成15年2月 株式会社ダイブ取締役 平成17年4月 因特瑞思(北京)信息科技有限公司 董事長(現任) 平成18年4月 瑞思放送(北京)数字信息科技有限公司 董事長(現任) 平成20年7月 アットザラウンジ株式会社取締役 (現任) 平成21年6月 当社代表取締役社長 コンシュー マービジネス本部長 平成21年11月 NE Mobile Services (India) Private Limited Director (現任) 平成22年6月 当社代表取締役社長 コンシュー マービジネス担当 平成23年8月 当社代表取締役社長 国内事業担 当 平成23年10月 株式会社フォア・クオリア社外取 締役(現任) 平成24年6月 当社代表取締役社長(現任) 交通情報サービス株式会社取締役 (現任)	113,757株
2	たなかまさる 田中勝 (昭和41年9月28日)	平成2年4月 オーテック株式会社入社 平成5年5月 株式会社三貴入社 平成8年3月 株式会社コグレ入社 平成13年8月 当社入社 平成15年12月 株式会社ダイブ監査役 平成16年3月 当社総務企画部長 平成16年4月 当社総務企画部長兼経営企画・I R室長 平成17年8月 当社取締役 管理本部長 平成19年8月 当社常務取締役 管理本部長 平成22年6月 当社常務取締役 管理担当 平成24年6月 当社常務取締役 管理本部長(現 任) 株式会社スタイルフィッシュ取締 役 交通情報サービス株式会社取締役 (現任) 平成24年7月 株式会社ダイブ取締役(現任) アットザラウンジ株式会社取締役 (現任) 平成25年4月 株式会社and One取締役(現任)	783株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
3	すぎやま こういち 杉山 浩一 (昭和45年11月30日)	<p>平成4年4月 学校法人電子開発学園九州入職</p> <p>平成6年4月 株式会社エスシーシー入社</p> <p>平成8年8月 株式会社グランドフォックス取締役</p> <p>平成12年7月 当社入社 営業本部技術部長</p> <p>平成13年8月 当社取締役 営業本部技術部長</p> <p>平成16年8月 当社取締役 海外部長兼技術部長</p> <p>平成17年4月 因特瑞思(北京)信息科技有限公司董事(現任)</p> <p>平成17年8月 当社取締役 グローバル・技術本部長</p> <p>平成18年4月 瑞思放送(北京)数字信息科技有限公司副董事長(現任)</p> <p>平成18年6月 当社取締役 技術本部長</p> <p>平成18年8月 当社常務取締役 技術本部長</p> <p>平成19年6月 瑞思豊通(北京)信息科技有限公司(現瑞思創智(北京)信息科技有限公司)副董事長(現任)</p> <p>平成21年12月 NE Mobile Services (India) Private Limited Director (現任)</p> <p>平成22年6月 当社常務取締役 海外兼技術担当</p> <p>平成23年8月 当社常務取締役 海外事業兼技術担当</p> <p>平成24年6月 当社常務取締役 事業本部長</p> <p>平成25年6月 当社常務取締役 事業本部長兼技術開発部長(現任)</p> <p>平成25年7月 株式会社ダイブ取締役(現任)</p>	2,142株

候補者 番号	ふりがな 氏 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
4	おぐりかずお 小栗一朗 (昭和36年11月21日)	昭和60年4月 トヨタ自動車株式会社入社 平成2年10月 名古屋トヨペット株式会社入社 平成10年6月 同社取締役 平成11年6月 同社常務取締役 平成15年6月 同社代表取締役専務 平成19年6月 同社代表取締役副社長 平成19年8月 当社取締役(現任) 平成21年6月 名古屋トヨペット株式会社代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) NTPホールディングス株式会社代表取締役社長 名古屋トヨペット株式会社代表取締役社長 ネットトヨタ名古屋株式会社代表取締役会長 ネットトヨタ中京株式会社代表取締役会長 ネットトヨタ信州株式会社代表取締役会長 トヨタカローラ南信株式会社代表取締役会長 株式会社トヨタレンタリース名古屋代表取締役会長兼社長 トヨタホーム名古屋株式会社代表取締役会長 トヨタホーム東海株式会社代表取締役会長 株式会社ジェームス名古屋代表取締役社長 株式会社NTPカーモスト代表取締役社長 株式会社NTPセブンス代表取締役社長 NTPシステム株式会社代表取締役社長 NTPインポート株式会社代表取締役社長	一株

- (注) 1. 取締役候補者小栗一朗氏は、NTPホールディングス株式会社、名古屋トヨペット株式会社、ネットトヨタ名古屋株式会社、ネットトヨタ中京株式会社、ネットトヨタ信州株式会社、トヨタカローラ南信株式会社、株式会社トヨタレンタリース名古屋、トヨタホーム名古屋株式会社、トヨタホーム東海株式会社、株式会社ジェームス名古屋、株式会社NTPカーモスト、株式会社NTPセブンス、NTPシステム株式会社及びNTPインポート株式会社の代表取締役を兼務しております。当社は、名古屋トヨペット株式会社及びNTPシステム株式会社とシステム開発等の取引を行っております。また、名古屋トヨペット株式会社及びNTPシステム株式会社以外の兼職先との取引関係はありません。
- (その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。)
2. 小栗一朗氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 小栗一朗氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくためであります。
 4. 小栗一朗氏は、現在、当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、6年となります。
 5. 当社は、社外取締役候補者小栗一朗氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、720万円又は法令が定める額のいずれか高い額としており、同氏が再任された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

以上

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

(1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

※「iモード」は(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標又は登録商標です。

(2) パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

(3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

(4) インターネットによる議決権行使は、平成25年8月22日（木曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

(3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

(1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

(2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

5. 招集ご通知の受領方法について

ご希望の株主様は、次回の株主総会から招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコン又はスマートフォンにより議決権行使サイトでお手続きください。

（携帯電話ではお手続きできません。また携帯電話のメールアドレスを指定することもできませんのでご了承ください。）

以 上

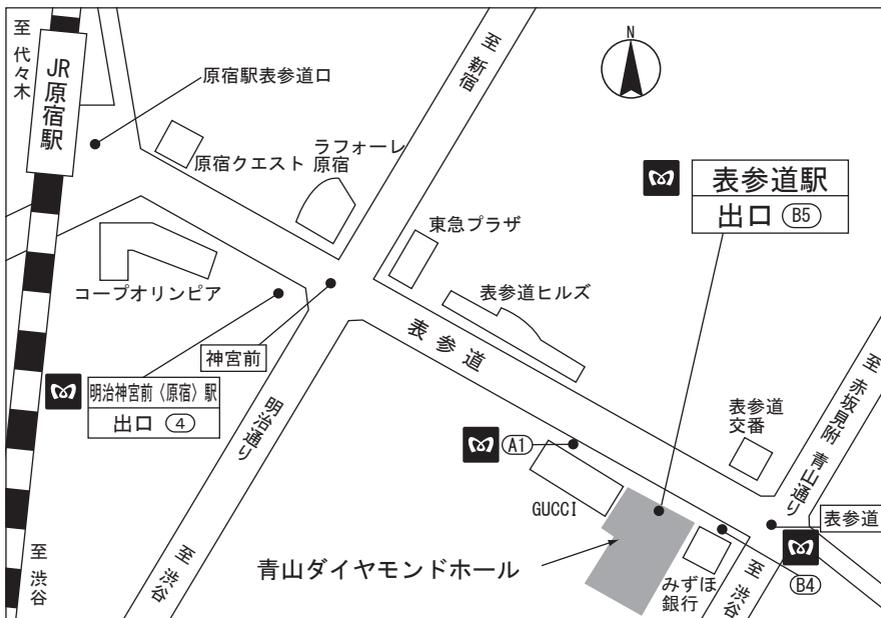
システムに関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）

定時株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区北青山三丁目6番8号
青山ダイヤモンドホール1階 ダイヤモンドルーム
電話 (03) 5467-2111 (代表)



<交通のご案内>

- ※東京メトロ銀座線・半蔵門線・千代田線「表参道駅」B5出口直結
- ※東京メトロ千代田線・副都心線「明治神宮前<原宿>駅」4出口より徒歩7分
- ※JR山手線「原宿駅」表参道口より徒歩15分
(ご来場には公共の交通機関をご利用ください。)